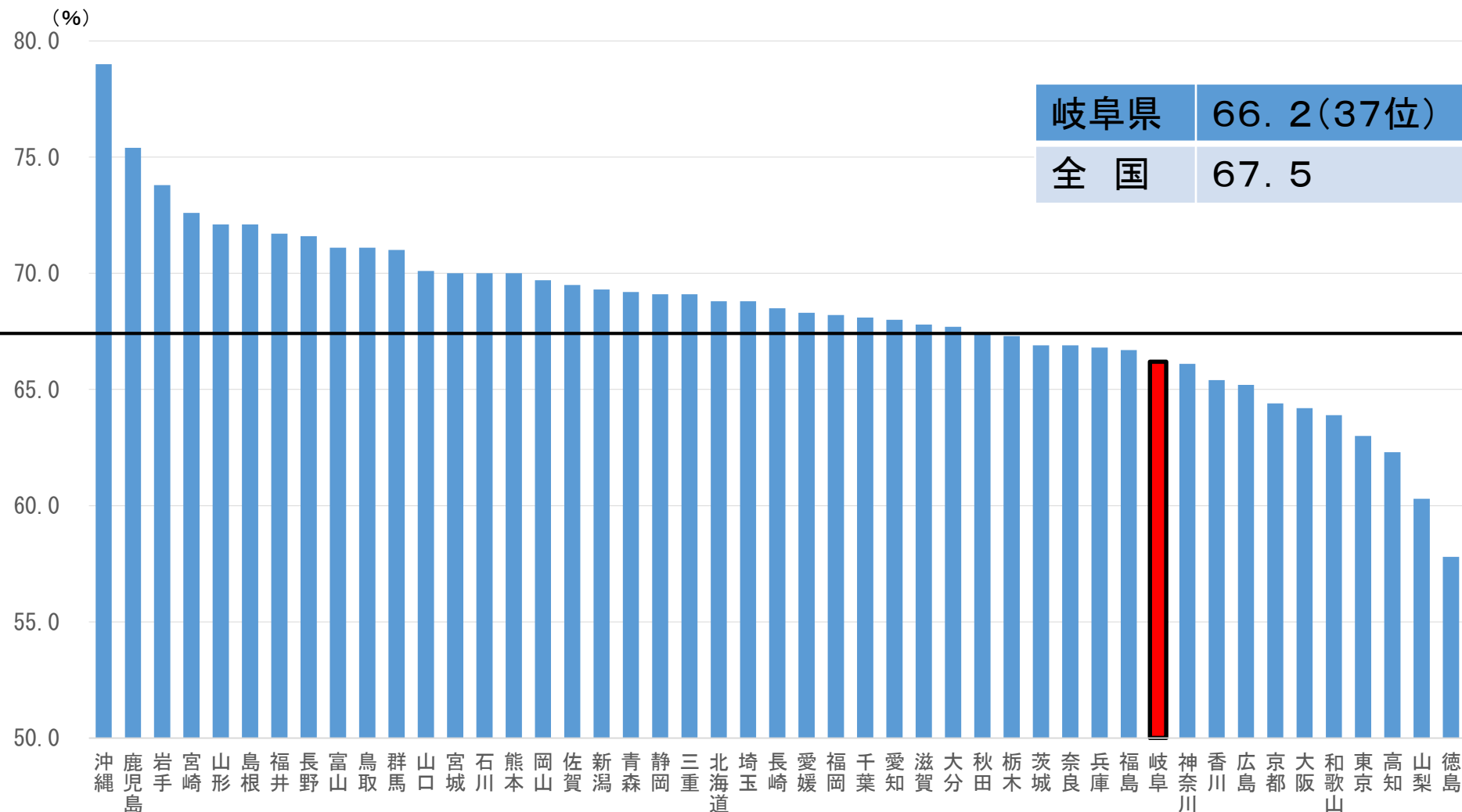


## ○第2回県国保運営協議会での意見の国保運営方針への反映について

委員名	意見	反映状況
阿部委員	○激変緩和措置の期限の設定について	<p>→ 現時点では、激変緩和措置の期限を記載しないこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国の納付金ガイドラインにおいては、激変緩和措置の期限について、以下のとおり記載しており、「いずれは<math>\alpha=0</math>への変更が望ましい」との市町村の意見もあることから、今回の運営方針の対象期間である3年以内での、期限の設定は難しいと考えております。</li> </ul> <p>＜国納付金ガイドライン（抜粋）＞</p> <p>○激変緩和策は、特に施行当初に必要となることが多く、特例基金の繰り入れによる激変緩和措置については、平成30年度から35年度までの期間が定められているなど、概ね6年程度以内を目安に実施することが望ましい。</p> <p>○ただし、制度施行後一定の期間が経過した後に<math>\alpha=1</math>から<math>\alpha=0</math>に変更するなど時間をおいて納付金の算定方式を変更する都道府県も見込まれることから、特例基金の繰り入れによる激変緩和措置を除いて、特定の期間を設けないこととする。</p>
山田委員	<p>○後発医薬品の使用促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 後発医薬品の岐阜県の使用割合と全国との比較</li> </ul>	<p>→ 国保に係る各都道府県の公表資料がないため、記載が困難です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 参考として、国が公表している「保険薬局所在地での使用状況」の資料を添付します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各市町村の使用割合</li> </ul>	<p>→ 国保運営方針（案）p.22に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 図表22に平成26年と平成27年の使用割合（数量ベース）＜国保連合会調べ＞を記載しました。</li> </ul>
河合委員	○がん検診の受診率向上について	<p>→ 国保運営方針（案）p.24に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 岐阜県医療費適正化計画における取組の推進として、がん検診の推進を記載しました。</li> </ul>
阿部委員	○県計画（保健医療計画など）と市町村国保との連携について	<p>→ 国保運営方針（案）p.27に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 他の関連する諸計画名を記載しました。</li> </ul> <p>→ 国保運営方針（案）p.28に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 図表25に県と市町村の連携体制を記載しました。（参考として資料を添付します。）</li> </ul>

# 「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」における都道府県別後発医薬品割合 H28年11月（数量ベース）



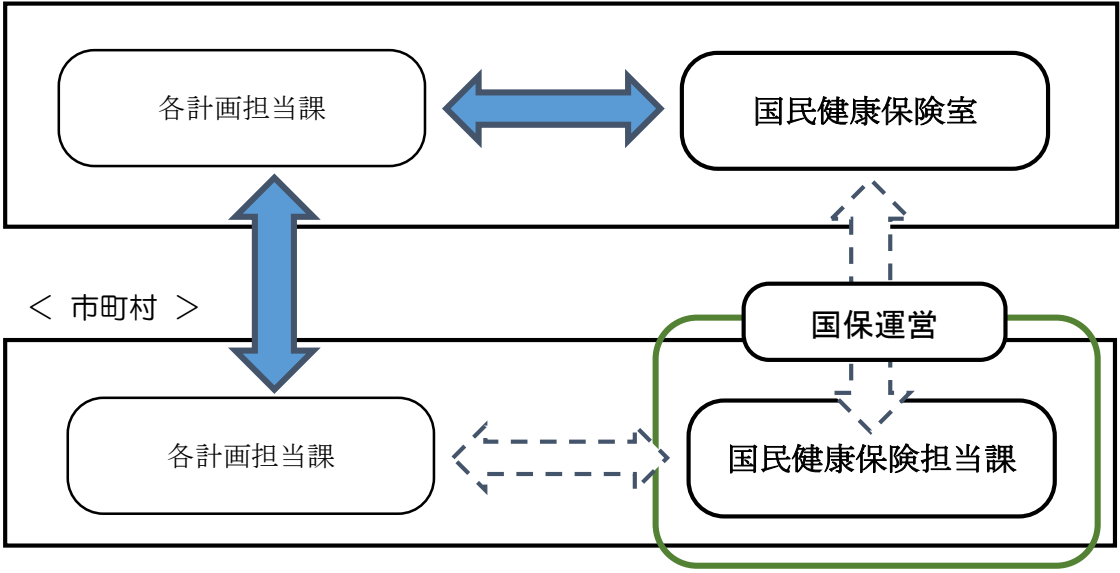
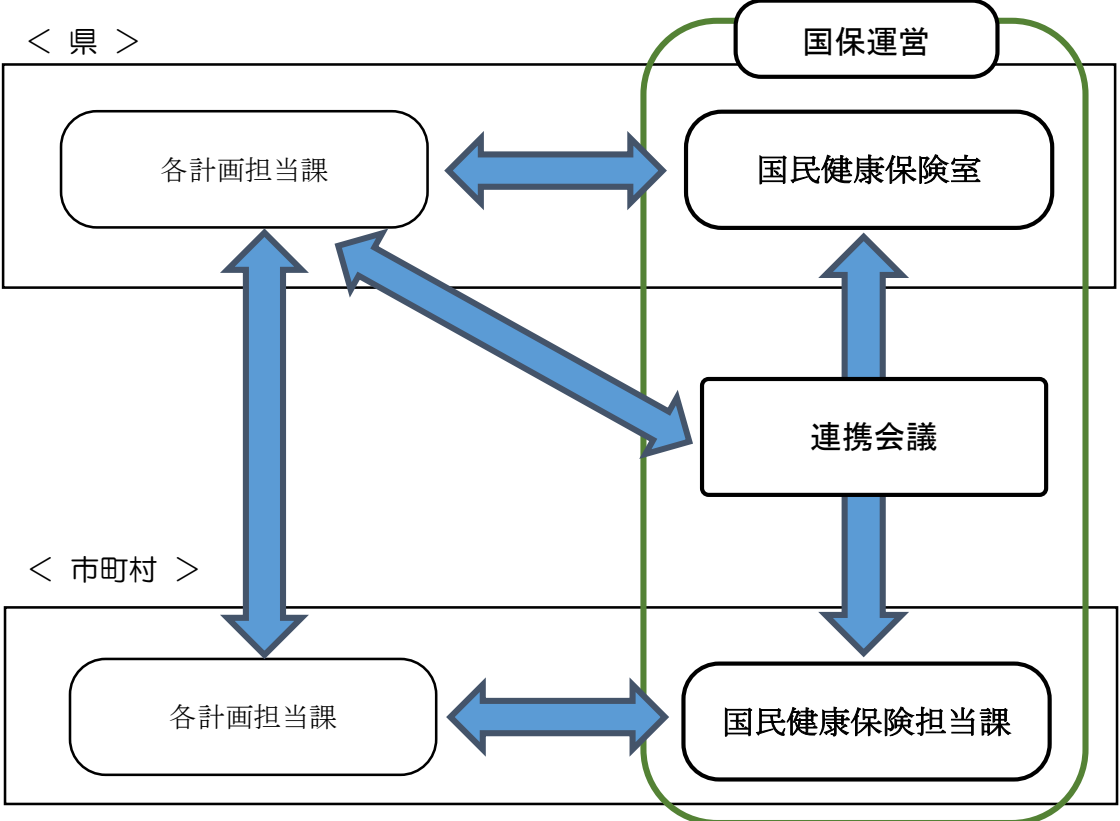
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したもの（出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省保険局調査課））

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア（置換え率）＝〔後発医薬品の数量〕／（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）

# ○各計画における連携体制の構築について

計 画 名 (策定担当課)	医療費適正化計画 ( 医療整備課 )	保健医療計画 ( 医療整備課 )	ヘルスプランぎふ21 ( 保健医療課 )
<p>これまでの状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県では、今年度より医療整備課内に国民健康保険室を配置し連携強化</li> <li>各市町村内での連携は、市町村ごととなり不透明</li> </ul> <p>&lt; 県 &gt;</p>  <p>&lt; 市町村 &gt;</p>		
<p>国保改革後の連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と市町村による国保運営</li> <li>(仮称) 連携会議において、情報共有と連携強化 (第8章関係)</li> <li>県国保運営方針において、市町村内での他部局との連携を記載 (第7章関係)</li> </ul> <p>&lt; 県 &gt;</p>  <p>&lt; 市町村 &gt;</p>		